

## **[事案 30-238] 契約解除無効等請求**

・平成 31 年 4 月 26 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に言われるがまま書類を記入したこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効および給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

子宮筋腫により入院し、腹腔鏡下摘出術を受けたので、平成 29 年 12 月に契約した組立型保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を無効とし、入院給付金および手術給付金ならびに慰謝料を支払ってほしい。

- (1)告知書作成時、募集人に子宮筋腫があると伝えている。同席していた両親も聞いていた。
- (2)募集人は、治療していないし、子宮筋腫は給付金が支払われるから大丈夫と言った。そのため、告知書の告知対象一覧に「子宮筋腫」があったが、「いいえ」を選択した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人から告知事項に該当するような傷病名等を一切聞いていない。
- (2)担当者が申立人に電話したところ、申立人は告知事項に該当するような傷病は一切ないと発言した。その後、申立人が募集人に電話をかけ、子宮筋腫であることは伝えたと言主張が変遷した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が募集人の誤説明により子宮筋腫の告知をしなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。